

学童保育クラブの利用

☎ 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

学童保育クラブは、放課後や長期休業中に仕事等で昼間家庭に保護者がいない小学校児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図る場所です。利用を希望する方は、直接下記へ申し込みください。

| クラブ名称 | 実施場所 | 電話番号 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 仁賀保学童保育クラブ | 平沢小学校地内 | ☎ 44 - 8872 |
| 院内学童保育クラブ | 旧院内診療所 | ☎ 36 - 3556 |
| 小出学童保育クラブ | 旧小出保育園 | ☎ 36 - 2251 |
| 金浦学童保育クラブたんぼぼサークル | 金浦小学校体育館内 | ☎ 38 - 3381 |
| 学童保育のびやかサークル | 象潟小学校体育館内 | ☎ 43 - 5310 |
| 上浜学童保育クラブ | 上浜構造改善センター内 | ☎ 46 - 2588 |
| 学童保育星城クラブ | 星城こども園内 | ☎ 44 - 2314 |

- ▶開所時間
 - ・平日…放課後～18:30
 - ・土曜、長期休業等…7:30～18:30
 - ▶クラブの休日
 - 日曜、祝日、お盆、年末年始
 - ▶利用料
 - ・平日…200円
 - ・土曜日、長期休業等…350円
- ※教育委員会にて就学援助の認定を受けた場合は免除となります。

猫不妊去勢手術費補助金

☎ 生活環境課 ☎ 32 - 3033

この事業は、動物の愛護および管理に関する法律に基づいて猫の不必要な繁殖と近隣被害を未然に防止し、動物の愛護や管理についての意識の高揚と市内の良好な生活環境を保全することを目的とした補助事業です。

- ▶対象者
 - ①猫を飼育していて市内に住所を有している方
 - ②市税等の滞納が無い方
 - ③にかほ市暴力団排除条例に規定する暴力団に
関係しない方
- ▶補助金額
 - ・不妊手術…**7,500円**
 - ・去勢手術…**5,000円**

※手術費と比較して少ない方の額になります。

申請から補助金交付までの流れ

- ①かかりつけの動物病院で手術の日程調整をする。（予約は確定しなくてもかまいません）
- ②市役所窓口で申請書（手術を受ける猫の特徴、病院名、おおよその手術費用、日付）を記載。申請者の身分証明書（免許証など）、手術の予約票（あれば）、市税の滞納なし証明（税務課もしくは金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班窓口にて有料で取得可能）を持参ください。
- ③手術後、実施日が記載してある領収書を添えて報告書と補助金の請求書を提出してください。
- ④書類を確認後、指定口座に補助金を振り込みます。



- ▶受付窓口 生活環境課 金浦市民サービスセンター 税務課市民サービス班
- ※申請は1世帯2匹までとなります。
- ※申請日と手術日が年度をまたがる場合は申請を受け付けません。

～のら猫には餌を与えない～

のら猫が庭を荒したり、ふん尿をしたりという被害の相談が増えています。お腹がすいているからかわいそうという理由から餌を与えることは、さらに「飼い主のいない不幸な猫」を増やすことにつながります。餌を与えるのならば、きちんとしつけをするなど責任をもって飼い、自分で飼う気がない場合は無責任に餌を与えることは絶対に止めましょう。また、飼い主でも放し飼いをしないよう注意しましょう。

令和5年度の保育料等

☎ 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

にかほ市の保育料 ※にかほ市では0歳児から5歳児のすべての子どもの保育料を無償化

国の基準では、3歳児から5歳児（年少から年長）の子どもと、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯のみが保育料無償化の対象であり、年齢と所得の制限があります。にかほ市ではこのような制限をなくし、**年齢と所得によらず、0歳児から5歳児の全ての世帯の子どもの保育料が完全無償となっています。** ※にかほ市に在住したまま他の市町村の保育所、認定こども園等を利用する場合（広域利用）でも保育料が無償となります。

にかほ市の副食費（おかず・おやつ等） ※にかほ市では副食費を全額助成

令和元年10月から国の基準で、副食費（給食のおかずやおやつ等）が免除になるのは、年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび全ての世帯の第3子以降の子どものみとなっています。それ以外の世帯の子どもについては保護者からの実費徴収となっていますが、にかほ市では**副食費を負担する世帯について全額助成します。**（通園している保育所、認定こども園に市が助成分を支給するので、保護者が副食費を納付する必要はありません）

※にかほ市に在住したまま他の市町村の保育所、認定こども園等を利用する場合（広域利用）でも全額助成します。
※通園送迎費（バス代）、行事費等は保護者の負担となります。

【国にかほ市の比較表】

| 対象年齢（クラス） | | 国の基準 | にかほ市の対応 |
|--------------------|-----|---|------------------------------------|
| 3歳児～5歳児 （年少～年長） | 保育料 | すべての子どもが無償化 | すべての子どもが無償化 |
| | 副食費 | 保護者負担 ※年収360万円未満相当の世帯の子どもとすべての世帯の第3子以降の子どもは免除 | 拡充内容 世帯の所得にかかわらず すべての子どもが無償化 |
| 0歳児～ 2歳児クラス | 保育料 | 市民税非課税世帯の子どもに限り無償化 ※2歳児クラスの子どものうち、満3歳となり2号認定になってから最初の3月31日を迎えるまでの期間は0歳児～2歳児と同じ扱い | 拡充内容 世帯の所得にかかわらず すべての子どもが無償化 |

《保護者負担分》 主食（ごはん・パン等）については、各家庭から持参いただきます。

※0歳児から2歳児については、これまで同様保育料の中に食材料費が含まれていることから、助成の対象となりません。（にかほ市では保育料を無償化するため、保護者の負担はありません）



結婚新生活支援事業補助金

☎ 総合政策課 ☎ 43 - 7510

にかほ市で新生活をスタートさせる新婚世帯について、住宅の取得費用・家賃・住宅リフォーム費用・引越費用などを補助します。

- ▶対象 次の①から③まで満たす者
 - ①婚姻日 令和**5年4月1日**～令和**6年3月31日**
 - ②年 齢 夫婦ともに婚姻時の年齢が**39歳**以下
 - ③所 得 夫婦の合計所得が**500万円**以下
- ▶補助上限額
 - ・年齢が夫婦ともに**29歳**以下…**60万円**
 - ・年齢が夫婦ともに**39歳**以下…**30万円**

- ▶申請期間 令和**5年7月1日**～
令和**6年3月31日**

- ▶対象経費
 - ・住宅取得費用
 - ・住宅リフォーム費用
 - ・住宅賃借費用
 - ・引越費用



訂正

4月1日発行広報にかほ421号22頁、5歳児健診でむし歯のなかつたおともたちの須藤羽琉は、正しくは「須藤羽琉」でしたので訂正します。